

山梨県と公立大学法人山梨県立大学との「ソーシャルキャピタル醸成事業」 及び「地(知)の拠点整備事業(大学ＣＯＣ事業)」連携に関する覚書

山梨県(以下「甲」という。)と公立大学法人山梨県立大学(以下「乙」という。)は、相互に連携を強化し、地域の振興に寄与するとともに両者の発展に資するため、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、両者が相互の協力のもと、「ソーシャルキャピタル醸成事業」を実施するにあたり、「地(知)の拠点整備事業(大学ＣＯＣ事業)」(以下「本事業」という。)と密接に連携することにより、いきいきと豊かに暮らせる地域社会の実現とともに地域振興を図り、相互の発展を目指すことを目的とする。

(連携・協力内容)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に協力する。なお、実施時期、実施方法、その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- (1) 本事業における連携に必要な支援に関すること。
- (2) 本事業における連携に必要な知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第3条 甲と乙は、本覚書に基づく活動及び施策に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本覚書は、その有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第5条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者協議の上、定めるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成26年 6月 3日

甲：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙：山梨県甲府市飯田五丁目11番1号

公立大学法人山梨県立大学
理事長